

コンサルタント等契約にかかる契約約款等の改正履歴

2024 年 7 月
調達・派遣業務部

【2024 年 7 月改正】

業務実施契約

【契約書本体】

- (1) 第 3 条（約款の一部変更適用）
 - ① 第 1 号から第 4 号までを削除する。
 - ② 第 5 号を削除する。
- (2) 改定前の第 4 条（共通仕様書の変更）
 - ① 第 1 号、第 2 号及び第 3 号を削除する。
 - ② 「QCBSーランプサム型」又は「一般競争入札（総合評価落札方式）ーランプサム型」を適用する場合のみに設けるオプション条項とする。

【調査業務約款】

- (1) 約款第 1 条（総則）、第 6 条（監督職員）、第 11 条（安全対策措置等）及び第 17 条（部分払）にある「監督職員等」を「監督職員」に変更する。
- (2) 約款第 6 条（監督職員）
 - ① 第 1 項「また、必要に応じて分任監督職員を定める。」を削除する。
 - ② 第 2 項「及び分任監督職員（以下「監督職員等」という。）」を削除する。
 - ③ 第 3 項「また、分任監督職員を置き前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督職員等 の有する権限の内容を、」を削除する。
- (3) 約款第 14 条（契約金額の精算）第 6 項を削除する。
- (4) 約款第 16 条（前金払）
 - ① 第 1 項の「本契約で定める」を削除する。
 - ② 「その割合を契約書本体に規定する。」を「その割合を発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面に定める。」に変更する。
- (5) 約款第 17 条（部分払）
 - ① 第 1 項「受注者は、部分払を行う旨本契約に規定する場合で」を、「受注者は、本契約において部分払を行うことをあらかじめ発注者が承諾する場合で、」に変更する。
 - ② 第 2 項「本契約に規定されている中間成果品」を、「発注者と受注者とが別途定める中間成果品」に変更する。

【事業実施・支援業務約款】

- (1) 約款第1条（総則）、第6条（監督職員）及び第11条（安全対策措置等）にある「監督職員等」を「監督職員」に変更する。
- (2) 上記4.【調査業務約款】（2）、（3）、（4）及び（5）①同様に変更する。

【共通仕様書】

- (1) 共通仕様書第3条（用語の定義）、第4条（業務主任者と監督職員等との連絡）、第5条（打合簿の作成）、第14条（計画業務の内容）及び第16条（積算業務の内容）にある「監督職員等」を「監督職員」に変更する。
- (2) 共通仕様書第3条（用語の定義）
第1号「監督職員及び分任監督職員（以下「監督職員等」という。）」を「監督職員」に変更する。
- (3) 共通仕様書第9条の2（安全対策措置）
ア 第4号全文
「渡航前及び渡航中、業務従事者に対し海外渡航管理システムへの渡航及び滞在先情報に関する入力及び更新を徹底する。」に変更する。
イ 第5号「・実技訓練」を削除する。
- (4) 第20条（研修員受入・招へい業務の内容）第3項第7号を削除する。
- (5) 共通仕様書第27条（航空賃の取扱い）を削除する。

【研修契約書本体】

- (1) 第3条（約款の一部変更）及び第4条（約款の条文の追加）を削除する。

【研修約款】

- (1) 第1条
第1項
① 「附属書Ⅰ「日程表」の日程で実施される」を、「別途詳細を定める」に変更する。
② 「の業務実施契約書附属書Ⅱ「特記仕様書」に定める本邦研修・招へいの想定規模を基準とした本契約金額を上限として、別途詳細を定める」を追記する。
- (2) 第1条の2（用語の定義）を新設する。
- (3) 第4条第3項
「原則としてこれを書面に記録することとする。」を、「その内容を打合簿（発注者指定様式）に記録し、業務主任者と監督職員がそれぞれ保管するものとする」に変更する。
- (4) 第5条の2（業務主任者と監督職員との連絡）を新設する。
- (5) 第6条第3項全文

「本業務の実施結果の所見は以下の項目を簡潔にまとめて、冒頭業務の業務実施契約書
附属書Ⅱ「特記仕様書」に定める業務完了報告書に記載する。

(1) 実施結果についての所見

- ✓ カリキュラムの評価・改善点等
- ✓ 研修員／被招へい者からの評価
- ✓ その他気付きの点（各種手配業務、研修事業全般）」に変更する。

(6) 第11条（検査）

① 第1項

- 「実施報告書」を削除する。
- 「複数回の研修又は招へい業務をまとめて契約した場合は最終回を除き、1回ごとの完了時に部分完了届を提出」を追記する。
- 「業務完了届／業務部分完了届には日程表（実績版）を添付するものとする。」を追記する。

② 第2項「実施報告書」を「日程表（実績版）」に変更する。

(7) 第12条（支払）

① 第1項 文末に「ただし、次条で規定する部分払を受けている場合は、確定金額から当該部分払の額（以下「既払金額」という。）を減じた額を請求するものとする。」を追加する。

② 第12条の2（部分払）を新設する。

(8) 第16条（報告書等の取扱い）

本条項を削除する。

業務実施契約（単独型）

【業務実施契約（単独型）契約書本体】

(1) 第3条（約款の一部変更）を削除する。

【業務実施契約（単独型）約款（調査業務）】

(1) 第1条（総則）、第5条（監督職員）、第10条（安全対策措置等）及び第16条（部分払い）にある「監督職員等」を「監督職員」に変更する。

(2) 第5条

- ① 第1項「また、必要に応じて分任監督職員を定める。」を削除する。
- ② 第2項「及び分任監督職員（以下「監督職員等」という。）」を削除する。
- ③ 第3項「また、分任監督職員を置き前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督職員等の有する権限の内容を、」を削除する。

(3) 第10条（安全対策措置等）第9項「第2号第1号」を「第2条第1号」に変更する。

(4) 約款第 13 条 (契約金額の精算) 第 5 項第 2 号「国内作業」を「準備/整理作業」に変更する。

(5) 約款第 15 条 (前金払)

第 1 項

① 「本契約で定める」を削除する。

② 「その割合を契約書本体に規定する」を「その割合を発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面により定める」に変更する。

(6) 約款第 16 条 (部分払)

① 第 1 項「受注者は、部分払を行う旨本契約に規定する場合」を、「受注者は、本契約において部分払を行うことをあらかじめ発注者が承諾する場合」に変更する。

② 第 2 項「本契約に規定されている中間成果品」を、「発注者と受注者とが別途定める中間成果品」に変更する。

【業務実施契約 (単独型) 約款 (事業実施・支援業務)】

(1) 第 1 条 (総則)、第 5 条 (監督職員) 及び第 10 条 (安全対策措置等) にある「監督職員等」を「監督職員」に変更する。

(2) 上記 4. 【業務実施契約 (単独型) 約款 (調査業務)】(2)、(3)、(4)、(5) 及び (6) ①同様に変更する。

【業務仕様書】

(1) 第 10 条 (安全対策措置) を第 10 条 (安全対策) に変更する。

(2) 第 10 条

① 第 4 号全文

「渡航前及び渡航中、業務従事者に対し海外渡航管理システムへの渡航及び滞在先情報に関する入力及び更新を徹底する。」に変更する。

② 第 7 号、第 8 号及び第 9 号を新設する。

【2023 年 10 月改正】

業務実施契約 (単独型)

1. 契約書本体

(1) 監督職員 (第 2 条)

契約管理ガイドラインの改正に伴い、「分任監督職員」を削除。「監督職員等」を「監督職員」に変更。

(2) 約款の一部変更 (第 3 条)

契約管理ガイドラインの改正に伴い、約款の読替規定を追記。

- ① 約款第 5 条（監督職員）：「分任監督職員」を削除。「監督職員等」を「監督職員」に変更。
- ② 約款第 13 条（契約金額の精算）：第 5 項第 2 号「国内作業」を「準備/整理作業」に変更。
- ③ 約款第 15 条（前金払）：「本契約で定める」を削除し、「その割合を契約書本体に規定する。」をその割合を協議し、当該協議の結果を書面により定める。」に変更。
- ④ 約款第 16 条（部分払）：「本契約に規定する場合」を、「本契約において部分払を行うことをあらかじめ発注者が承諾する場合」に変更。

2. 業務仕様書

- （1） 第 5 条第 2 項及び第 9 条第項 2 号について「国内業務」を「準備/整理」に変更。
- （2） 第 7 条の「監督職員等」を「監督職員」に変更。

業務実施契約

1. 契約書本体

- （1） 契約書の構成（第 1 条）

附属書Ⅲ「契約金額内訳書」の脚注ヘランプサム金額のみの契約は附属書Ⅲ「契約金額内訳書」を削除することを追記。

- （2） 監督職員（第 2 条）

契約管理ガイドラインの改正に伴い、「分任監督職員」を削除。「監督職員等」を「監督職員」に変更。

- （3） 約款の一部変更（第 3 条）及び共通仕様書の変更（第 4 条）

契約管理ガイドラインの改正に伴い、約款の読替規定を追記。

- ① 約款第 1 条（総則）、第 6 条（監督職員）及び第 11 条（安全対策措置等）：「分任監督職員」を削除。「監督職員等」を「監督職員」に変更。
- ② 約款第 16 条（前金払）：「前金払の割合を契約書本体に規定する」を、「発注者及び受注者が共同して、当該協議の結果を書面に定める」に変更。
- ③ 約款第 17 条（部分払）：「本契約に規定する場合」を、「本契約において部分払を行うことをあらかじめ発注者が承諾する場合」に変更。合わせて、「本契約に規定されている」を、「発注者と受注者とが別途定める」に変更。
- ④ 共通仕様書第 3 条（用語の定義）、第 4 条（業務主任者と監督職員等との連絡）、第 5 条（打合簿の作成）、第 14 条（計画業務の内容）及び第 16 条（積算業務の内容）：「監督職員等」を「監督職員」に変更。
- ⑤ 各調達方式に合わせて約款及び共通仕様書の読替規定を追記。

2. 研修等支援業務契約書本体

(1) 契約書の構成 (第1条)

経理処理ガイドラインの改正に伴い、研修等の契約についても本体契約と同時に定額計上額にて別契約を締結するため、附属書Ⅰ「日程表」及び附属書Ⅱ「契約金額内訳書」を削除。

(2) 約款の一部変更 (第3条)

経理処理ガイドラインの改正に伴い、約款の読替規定を追記。

① 約款第1条 (総則)

「附属書Ⅰ「日程表」の日程で実施される」を「別途詳細を定める」に変更。また、契約金額に対する業務の内容を示すため「その対価」を「冒頭業務の業務実施契約書附属書Ⅱ「特記仕様書」に定める本邦研修・招へいの想定規模を基準とした本契約金額を上限として、別途詳細を定める」対価を支払うものに変更。

② 約款第4条 (監督職員)

「原則としてこれを書面に記録することとする。」を「その内容を打合簿(発注者指定様式)に記録し、業務主任者と監督職員がそれぞれ保管するものとする。」に変更。

(3) 約款の条文の追加 (第4条)

① 約款第1条 (総則) へ第1条の2 (用語の定義) を追記。

② 約款第5条 (業務主任者) へ第5条の2 (業務主任者と監督職員との連絡) を追記。

【2022年12月改正】

1. 契約書本体

(1) 冒頭

「業務地」を「業務実施地」に変更(これにより契約約款上も修正。)

(2) 契約書の構成 (第1条)

各文書の電子化に伴い、契約書中「文書」「書面」「書類」としている点について電磁的方法によることも可能である旨追記。

(3) 電子契約の場合の契約発効日

契約書の電子化に伴い、電子契約の場合には契約発効日を記載の日付とする旨追記。

2. 業務実施契約約款 (調査業務／事業実施・支援業務)

(1) 安全対策措置等 (第11条)

労働災害事故等の発生を防止するために適切な措置を講じる旨追記。

(2) 契約金額の精算 (第14条)

精算報告書の電子化に伴い、証拠書類の取扱いに関する記載を変更。

(3) 前金払 (第 16 条)

履行期間が 12 か月を超える場合の取扱いについて追記。

東日本／西日本／北海道建設業保証株式会社による電子保証の導入に伴い、保証の電子対応が可能となる文言を追記。

(4) 合意管轄 (第 34 条)

調停事件の場合も含む旨追記。

3. 附属書 I 「共通仕様書」

(1) 安全対策措置 (第 9 条の 2)

ウェブ上での安全対策研修の提供場所変更に伴う修正を実施。

労働災害事故等の発生を防止するための具体的措置について追記。

(2) 施設整備・建設業務の内容 (第 18 条)

より明確な表現となるよう記載ぶりを修正。

3. 研修等支援業務契約約款

(1) 本業務の範囲 (第 6 条)

(1) ～ (6) の記載を削除し、ガイドラインに準拠することとして規定。

(2) 発注者の解除権 (第 13 条)

受注者が反社会的勢力に該当する場合の条項を追記。

(3) 報告書等の取扱い (第 16 条)

研修等支援業務における実施報告書の内容・性質を踏まえ、記載ぶりを整理。

(4) 天災その他の不可抗力の扱い (第 16 条の 2)

新規で追加。

(4) 情報セキュリティ (第 19 条の 2)

新規で追加。

(5) 合意管轄 (第 24 条)

合意管轄について、調停事件の場合も含む旨追記。

その他、各ガイドラインの改正等に伴う文言修正を実施。

また、国内業務主体の開発コンサルタントによる業務の調達方法の整理

(https://www.jica.go.jp/announce/information/20221025_02.html) に伴い、単独型の契約書雛形一式も業務実施契約の各契約書雛形に準じ整理した。

【2022 年 4 月改正】

1. 契約約款

(1) 重大な不正行為に係る違約金 (第 22 条の 2 第 1 項第 3 号)

改正独占禁止法の施行に伴い（2020 年 12 月 25 日）、条項番号を修正。

（2）個人情報保護（第 28 条第 1 項）

改正個人情報保護の施行に伴い（2022 年 4 月 1 日）、発注者の保有個人情報の定義を「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）に変更。

（3）情報セキュリティ（第 29 条）

機構の情報セキュリティ管理規程・細則の名称変更に伴い、言及している規程等の名称を変更。

（4）契約の交渉（第 31 条第 4 項）

最新の「独立行政法人会計基準」（2021 年 9 月 21 日改訂）に従い、章番号を修正。

2. 共通仕様書

（1）業務関連ガイドライン（第 9 条第 1 項各号）

各ガイドラインの年月を、最新版の年月に修正。

（2）相互の便宜供与（第 11 条第 3 項）

「国際協力機構の名称及び JICA ロゴ入り名刺作成マニュアル」の年月を、最新版の年月に修正。

※マニュアル P.2 の表の「職種カテゴリー」について、一部表現の修正を行いました（2021 年 4 月）。

（3）契約金額精算報告書（第 26 条）

「業務実施契約における精算報告書の作成方法について」を「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」に修正。

【2020 年 8 月改正】

1. 事業実施・支援業務約款の修正

約款第 25 条に「成果品」という文言が残っていたため、これを削除しました。また、この結果、約款第 25 条は「報告書等」の取扱いが規定されるため、初出の約款第 13 条に「報告書等」を規定しました。

2. 調査業務約款の修正

1. の「事業実施・支援業務」契約約款の修正に合わせ、約款第 25 条のタイトルを「成果品の取扱い」に改めました。

【2020 年 4 月改正】

1. 契約種類の再整理（契約約款第 1 条（総則）等）

契約種類をその業務内容に応じ、「調査業務」と「事業実施・支援業務」に区分し、前者を「モノの引渡を要する請負契約」、後者を「モノの引渡しを要しない請負契約」と整理した。これをもって、前者を国内取引、すなわち消費税課税取引とし、後者を国外取引、すなわち消費税不課税取引と整理した。

2. 「技術研修等支援業務」の契約書の分離

「事業実施・支援業務」の一環として実施される「技術研修等支援業務」（技術協力プロジェクト等の一環として実施する本邦技術研修の実施・支援業務）については、独立した契約書を締結することとした。

「事業実施・支援業務」が消費税不課税取引である一方、国内で実施される「技術研修等支援業務」は消費税課税取引であるため、これを分離して混乱を避けることを目的としている。

3. 履行完了の再整理（契約約款第 13 条（検査）等）

従来の約款では、業務完了届（成果品）提出後、検査合格の通知をもって、履行の完了としていたが、「業務完了届の提出」を履行の完了と位置付けた。

ただし、成果品の質が要求レベルに達していなかった等の場合、検査不合格として、修補等が要求されることは従来と同じ。

なお、成果品については、その提出に先立って、監督職員の確認を得るという運用を明文化した。

4. 民法改正の反映（契約約款第 13 条（検査）等）

民法（債券法）改正の施行を踏まえ、用語の変更を行った（「契約不適合」という用語を採用した）。

5. 契約金額内訳書の簡素化（契約約款第 14 条）

契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」には詳細内訳は添付せず、「契約金額内訳書詳細」は、契約締結後 10 営業日以内に提出するものとした。なお、この「契約金額内訳書詳細」は、契約交渉終了後の「最終見積書」と同じものを想定。

6. 業務従事者名簿の契約書添付を廃止

契約書附属書Ⅳ「業務従事者名簿」については、個人情報等の記載もあるため、契約書への添付を廃止した。業務従事者にかかる格付（学歴年次等）の確認は、契約交渉時や精算報告書の確認時に行う他、履行期間中にも、必要に応じ確認を行う。

7. 遅延利息の率（契約約款第 19 条等）

従来の率の規定をやめ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する利率」とした。なお、財務省告示により、現在（2020 年 4 月 1 日適用）、当該利率は 2.6%となっている。

【2018 年 7 月改正】

1. 発注者の解除権（契約約款第 20 条）

第 4 号「競争参加資格停止等の措置を受けたとき」を削除した。

第 6 号「前号以外の不正な行為があったとき」に「又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき」を追加しました。

【2018 年 5 月改正】

1. 消費税の一部不課税化（契約約款第 1 条（総則）、第 13 条（検査）等）

業務実施契約を「成果品の完成を約す契約（主に調査業務）」と「業務の完了を訳す業務（主に技術協力プロジェクト業務）」に分類し、後者についての国外業務に当たる報酬額を「消費税不課税」の扱いとした。

2. 遅延利息の率（契約約款第 19 条等）

遅延利息の率を政令の改正に基づき 2.8%から 2.7%に変更した。

【2017 年 8 月改正】

1. JICA 安全対策措置の遵守（共通仕様書第 9 条の 2）

安全対策措置（渡航措置及び行動規範）の遵守に係る規定を追加した。

【2017 年 7 月改正】

1. 違約金の範囲拡大（契約約款第 22 条の 2）

外国公務員等に対する贈賄行為を対象としていた条項に、独占禁止法による「不正取引」を対象として加えた。

【2017 年 6 月改正】

1. 研修員受入れ・招へい事業（共通仕様書第 20 条）

「招へい事業」について「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」上に明示し、関連して必要な条項を共通仕様書に追記した。

2. 物品・機材調達（共通仕様書第 21 条）

物品・機材についての契約履行期間中の手続きを「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」上に明示し、関連して必要な条項を共通仕様書に追記

した。

【2016 年 11 月改正】

1. 安全対策措置（共通仕様書第 9 条の 2 の新設）

国際協力事業安全対策会議最終報告（2016 年 8 月 30 日）を受けて、共通仕様書に安全対策に係る具体的な受注者の義務（たびレジ登録、機構ウェブサイトでの安全対策研修受講等）を追記した。

2. 再委託又は下請負の禁止（契約約款第 4 条）

印刷・製本、翻訳・通訳等の軽微な業務の再委託について、発注者の承諾手続きの対象外であることを明記した。

3. 前払金の用途制限の廃止（契約約款第 16 条）

「業務原価」に限定していた前払金の用途制限を廃止した。

4. 遅延利息（契約約款第 19 条他）

民法規定に基づき年率 5%としていた遅延利息を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づき財務大臣が定める率（2.8%）に変更した。

以上